

全国森林環境税創設促進議員連盟

# 全国森林環境税創設総決起大会記録 (第24回定期総会)

# 全国森林環境税創設総決起大会記録 (第24回定期総会)

と き：平成29年7月20日（木）

ところ：高知県高知市本町4-2-50

ザ クラウンパレス新阪急高知



全国森林環境税促進創設議員連盟

## 全国森林環境税創設総決起大会（第24回定期総会）記録目次

1	開会のあいさつ		1
	全国森林環境税創設促進議員連盟会長	板垣 一徳 (新潟県村上市議会議員)	
2	歓迎の挨拶		3
	高知県大豊町議会議長	佐藤 徳治	
3	来賓祝辞		4
	総務大臣政務官 農林水産大臣代理 林野庁長官 公明党参議院議員 高知県知事 高知県議会議長 全国町村議会議長会長代理 高知県町村議会議長会長 全国森林環境税創設促進連盟会長	富樫 博之 沖 修司 山本 博司 尾崎 正直 浜田 英宏 川村 雅士 辻 一幸	
4	来賓紹介・祝電披露		19
5	行政説明		21
	林野庁計画課長	小坂 善太郎	
6	議長選出		28
7	議事		28
	議案第1号 平成28年度事業経過報告 議案第2号 平成28年度決算報告 議案第3号 平成29年度事業計画（案） 議案第4号 平成29年度予算（案） 議案第5号 意見書の提出について		
8	大会宣言		33
	高知県市議会議長会副会長	小松 紀夫 (高知県香美市議会議長)	
9	記念講演		34
	演題 「森の恵みの現代的なエネルギー利用へ」 講師 公益財団法人自然エネルギー財団上級研究員	相川 高信	
10	次期開催地からのあいさつ		46
	埼玉県秩父市議会議長	松澤 一雄	
11	閉会のあいさつ		48
	全国森林環境税創設促進議員連盟副会長	嶋崎 健二 (大分県日田市議会議員)	



## 開会のあいさつ

全国森林環境税創設促進議員連盟

会長 板垣一徳

(新潟県村上市議会議員)

○司会（西内 望） それでは、定刻となりましたので、ただいまから全国森林環境税創設促進議員連盟「全国森林環境税創設総決起大会（第24回定期総会）」を始めさせていただきます。

私は、今回の開催地担当事務局、大豊町役場住民課の西内と申します。本日の総決起大会の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の総決起大会は、お手元のプログラムに従いまして進めさせていただきたいと思っております。

なお、来賓ご祝辞は、お一人3分以内でのご協力をお願いいたしたいと存じます。

予定としましては、午後3時45分から約20分、林野庁から行政説明をしていただき、午後4時10分から大会の議事に入り、大会宣言までを午後4時40分に終了し、休憩の後記念講演、次期開催地からの挨拶を行い、午後5時45分には総決起大会を終了したいと存じますので、ご参加の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより開会の挨拶を本連盟会長の板垣一徳が申し上げます。

○全国森林環境税創設促進議員連盟会長（板垣一徳） 皆様、本日は大変ご苦勞さまでございます。当連盟の会長を仰せつかっております新潟県村上市議会議員の板垣でございます。

まずもって、このたびの九州北部豪雨災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。本日ご出席の当連盟の市町村の中にも被災された方々がおられますが、皆様の一刻も早い復旧、復興を祈念申し上げます。また、被災地等におきまして、救援や復興支援などの活動に尽力されております方々に深く敬意を表する次第であります。

それでは、全国森林環境税創設総決起大会（第24回定期総会）を開催するに当たりまして、主催者を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。会員議会の皆様には、日ごろ当連盟の運営について格別のご協力を賜り、この場をおかりして感謝を申し上げます。

さて、昨年は、全国森林環境税の制度創設を目指す当連盟にとって、その運動の成果として、政府・与党の平成29年度税制改正大綱において、森林環境税（仮称）の制度の具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度の税制改正において結論を得るとの方針を得るところまで至ったわけがあります。これもきょうまでのたゆまぬ運動の成果であり、会員議会の皆様のご指導、ご協力と関係各位のお力のたまものと厚くお礼を申し上げます。

今年度は、これを受け、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るための全国森林環境税導入の

一日も早い実現を求める取り組みを進めることが重要となります。この1年、これまで以上に皆さまの力を結集していただき、総力を挙げて運動を展開してまいりたいと存じます。

さて、今回の総決起大会は、四国のだ真ん中、元気な山村、大豊町にご担当いただきまして、ここ高知県高知市において開催させていただく運びとなったわけではありますが、開催担当の大豊町は、県庁所在地のこちら高知市より約40キロメートルの距離にあつて、山村ならではの山河と環境、自然を生かした共生を進めておられ、いわば日本の山村の原風景を伝えられる町であります。

その大豊町議会にご担当いただき、平成10年の私ども第5回、平成19年の第14回、そして今回第24回と高知市を会場に3度目となる総会、今回の総決起大会の開催がかないましたことを大変意義深いことと感じているところであります。

また、本日は、公務極めてご多用の中、この総決起大会に総務大臣政務官、富樫博之様並びに農林水産大臣代理の林野庁長官、沖修司様並びに公明党総務部会長の参議院議員、山本博司様、高知県知事、尾崎正直様、高知県議会議長、浜田英宏様、全国町村議会議長会会長代理として高知県町村議会議長会会長の高知県土佐町議会議長、川村雅士様、全国森林環境税創設促進連盟会長、辻一幸様を初め、ご来賓各位にはご臨席を賜り、お力添えをいただくことができましたことに衷心より感謝を申し上げる次第であります。

本総決起大会では、特に林野庁計画課長の小坂善太郎様から「森林環境税の検討状況について」行政説明をいただくこととしております。

また、この後の記念講演では、「森の恵みの現代的なエネルギー利用へ」と題して、公益財団法人自然エネルギー財団上級研究員の相川高信様よりご講演をいただくことになっておりますが、私ども連盟の活動と地方創生にとりまして、大変有意義なお話をしていただけるものと確信をいたしております。

最後になりますが、本日の総会に至るまで、開催を担当していただきました地元大豊町議会を初め、高知県、高知市はもとより高知県内の各議会並びに自治体の皆様、また地元関係者の皆様には特段のご協力とご努力を賜ったことに、この場をおかりしまして、厚く、厚く御礼を申し上げます。

今後も本連盟の目的実現のため、役員一同渾身の努力をいたす所存でありますので、全国353議会の会員の皆様、また関係者の皆様のご理解、ご支援、ご協力をお願い申し上げまして、開会のご挨拶にさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

平成29年7月20日、全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳。きょうは大変ありがとうございました。



## 歓迎のあいさつ

高知県大豊町議会議長 佐藤 徳 治

○司会（西内 望） 次に、歓迎の挨拶を開催地担当町の大豊町議会議長、佐藤徳治が申し上げます。  
○大豊町議会議長（佐藤徳治） ただいまご紹介をいただきました高知県大豊町議会議長の佐藤徳治でございます。

本日は、北は北海道から南は九州までの大勢の皆様方が高知県においでくださりまして、まことにありがとうございます。心から歓迎を申し上げます。総勢400名を超える皆様方と全国森林環境税創設促進議員連盟の第24回定期総会及び総決起大会が開催をできますことを心から感謝申し上げます。

まず、開催地担当町といたしまして、大豊町の概略について少し説明を申し上げます。我が町大豊町は、この地、高知市から高速道路で30分ほどのところにあるわけですが、中山間地域で総面積は約315平方キロを有し、標高200メートルから1,400メートルの間に立地する急峻な複雑な地形の山岳地帯でありまして、平坦地はほとんどなく、耕作地は総面積の1.1%にすぎず、1万7,000ヘクタールを超える人工林などで形成をされております。人口は3,916人ですが、高齢化率は実に55%を超えている、全国でも屈指の少子高齢化の町でございます。

現在は、大豊の基幹産業である林業を再生することで働く場を確保するなど、地域の資源である木を活用することが今後林業が成り立つ、そして木を植えた人たち、育てた人たちの苦勞がむくわれる、そういう林業を目指して積極的に取り組んでおるところでございます。

森林整備の現場である市町村において生じる問題を市町村みずからが取り組むための財源として、森林環境税が必要だと強く思っております。森林吸収源対策として平成30年度税制改正大綱において結論を得るとされておりますが、所期の目的を達成されるまで我々の活動は継続しなければなりませんし、今後も粘り強く取り組んでいく所存であります。関係各方面の皆様方の今後におけるご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日の定期総会にご参列のご来賓の皆様方、そしてご協力いただいております近隣市町村の皆様方、本当にありがとうございます。

なお、全ての日程が成功裏に完結できますようにご協力をお願い申し上げまして、歓迎のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。



## 来賓祝辞

総務大臣政務官 富 樫 博 之

○司会（西内 望） 次に、ご来賓の皆様方からご祝辞を賜りたいと存じます。

初めに、総務大臣政務官、富樫博之様よりご祝辞を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務大臣政務官（富樫博之） 総務大臣政務官の富樫でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず初めに、先般の九州北部豪雨によりお亡くなりになりました皆様に関心からの哀悼の意を表し、深い悲しみの中にいらっしゃるご家族の皆様にお悔やみを申し上げ、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、本日は、全国森林環境税創設促進議員連盟総決起大会にお招きいただき、感謝申し上げます。私の地元である秋田県も約7割が森林であり、私自身も森林環境の保全に対して強い問題意識を持ってこれまで取り組んでまいりました。本日こうして森林の重要性を深く認識している皆様方と思いを共有できる場に同席できますこと、非常に感慨深いものがございます。

さて、平成15年4月、地方自治体の超過課税などによる森林整備などの取り組みがここ高知県で産声を上げ、現在まで37府県にまで広がりました。さらに、昨年末には平成29年度与党税制改正大綱において、森林環境税の創設に向けて総合的に検討し、平成30年の税制改正において結論を得ると明記されたところであります。これはひとえに、各地方自治体の継続的な取り組み、そして森林整備の重要性を各地で長年訴え続けてこられた皆様方の熱意のたまものであると考えます。改めて、これまでの皆様方のご尽力について敬意を表する次第であります。

総務省においても、皆様のごこうした熱意に応えるべく、森林環境税の具体的な仕組みなどについて検討を進めるため、本年4月に森林吸収源対策税制に関する検討会を設置いたしました。今まさに構成員の先生方に各論点についてさまざまな角度から検討を行っていただいているところであり、秋ごろに取りまとめを行い、税調での議論に役立てていただきたいと思いますと考えております。

しかし、新税の創設ということで乗り越えなければならない課題も多々ございます。特に広く国民の皆様新たな負担をお願いすることになりますので、その理解を得ることが不可欠でございます。皆様方におかれましては、それぞれの地域における住民の皆様のご理解が得られるよう、引き続きのご

尽力をお願い申し上げます。

結びに、本日ご臨席の皆様の思いが実を結び、森林環境税が創設されること、さらにはそれを財源として市町村による森林整備が進み、森林の持つ公益的機能が十分に発揮されることで、国民の皆様の暮らしがより豊かになることを祈念いたして、私の挨拶とさせていただきます。

平成29年7月20日、総務大臣政務官、富樫博之。ご苦勞さまでございます。

○司会（西内 望） ありがとうございました。



## 来賓祝辞

農林水産大臣代理

林野庁長官 沖 修 司

○司会（西内 望） 続きまして、農林水産大臣、山本有二様の代理で林野庁長官、沖修司様よりご祝辞を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林水産大臣山本有二代理林野庁長官（沖 修司） 今ご紹介いただきました林野庁の沖でございます。山本大臣公務により出席できませんので、メッセージを預かってまいりました。私が代読させていただきます。

全国森林環境税創設総決起大会が開催されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、今般の九州地方の大雨によりお亡くなりになった方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞い申し上げます。農林水産省といたしましても、被害に遭われました皆様に寄り添って、復旧に向けて全力を挙げてまいります。

本日も参集の皆様方におかれましては、日ごろから森林環境税の創設に向けたご支援を初め、森林、林業行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

森林吸収源対策の推進に係る財源の確保については、森林、林業関係者にとっての長年の悲願であります。皆様方に大きな後押しをいただく中、昨年末の与党税制改正大綱で、森林環境税の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されました。まさにことしは、森林環境税の創設に向けて待ったなしの勝負の年であります。税制改正大綱においては、現場に最も近い公的主体として市町村が主体となった森林整備を進める方向性が示されました。これを受け、農林水産省において、総務省とも連携しながら、市町村主体の森林整備の具体策の検討を進めているところであり、市町村や都道府県からいただいたご意見も踏まえながら、地域の実情に合った森林整備が進むよう、検討を深めてまいります。

また、税の実現に向けては、国民一人一人に森林の持つ機能や役割についてご理解いただき、国民全体で森林を守り育てていくとの合意形成を図ることが不可欠です。本日も列席の皆様とも一体となって、こうした機運の醸成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。森林環境税の創設は、市町村が主体となった取り組みを通じて、条件が不利な森林の整備に貢献することが期待されますが、他方で戦後造成した人工林の多くが本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を進めることも重要となっております。このため、農林水産省としては、川上と川下が連携した収益性の高い林業経営

を支援するほか、森林経営意欲と能力のある林業経営者に集積、集約化する仕組みの検討も行っているところ。今後とも森林、林業施策に対する皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本日の総決起大会のご盛会と、ご参集の皆様方のご健勝、ますますのご発展を祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。

平成29年7月20日、農林水産大臣、山本有二代読。本日はおめでとうございます。

○司会（西内 望） ありがとうございました。



## 来賓祝辞

公明党参議院議員 山本博司

○司会（西内 望） 続きまして、公明党を代表いたしまして、党総務部会長、参議院議員、山本博司様よりご祝辞を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○公明党参議院議員（山本博司） 皆さん、こんにちは。公明党の参議院議員の山本博司でございます。今現在公明党の総務部会長を担当させていただいている次第でございます。

本日は、全国森林環境税創設に向けての総決起大会の開催、大変におめでとうございます。全国から議員促進連盟の方々が平成6年結成以来、森林環境税創設を目指しまして、本当に一貫して取り組まれていることに関しまして、心から敬意を表する次第でございます。本当にご苦労さまでございます。

私は、出身が四国の愛媛県の南予の地域でございまして、山々に囲まれたところで生まれ育ったわけでございます。また、中四国を担当させていただいておりますので、回らせていただいておりますし、また党の過疎対策推進の座長といたしましても、全国を回らせていただいている次第でございます。まさしく森林の整備、活用と申しますのは、地球温暖化の防止と国土の保全につながってまいります。さらに、地方創生の大きな礎となるわけでございますけれども、しかし地方の市町村の現状と申しますのは、木材価格が低迷し、そして林業の従事者の高齢化や、さらには後継者不足に備えまして、急激な人口減少など大変厳しい現状があるわけでございます。市町村においても、吸収源対策、また担い手育成の山村対策のための恒久的、安定的な財源が必要であるわけでございます。そのためにも、持続的に森林整備を行うことができるこの森林環境税の創設、早期に実現することが必要であるわけでございます。

公明党は、森林環境税の取り組みに関しまして、一貫して長年ずっと訴え続けてまいったわけでございます。そして、与党の中でも強く発信をしてまいりました。そして、平成29年度の税制改正大綱におきまして、先ほどからお話がありましたとおり、平成30年度の税制改正において結論を得るところまで来たわけございまして、皆様方の本当にたゆまないそうした努力のおかげでございます。まさしくとしが勝負の年であるわけでございます。そのためには、国民の方々に対しましてやはり理解をしていただくことが必要でございますし、全国、地方からその声を発信することが大事だと思っている次第でございます。公明党といたしましては、この7月に3,000名の地方議員に対しま

して、意見書という形で発信をする予定でございます。そして、9月議会等を通じまして、やはり森林環境税創設目指しましてのこうした流れをつくっていきたいと思う次第でございます。

意見書の中身といたしましては、森林環境税創設に当たり、地方の意見も十分に踏まえての制度設計をしてほしいということ、また都道府県を中心に独自に課税をしている森林環境税との関係についても調整を図っていくということ、また実現までの間においても必要な施策を推進するための予算、これを十分確保するという、さらには国産材の需要の創出、拡大策を並行して推進をしていくということなどでございます。

ともかく全国から集っておられます議員連盟の皆様と手を携えて、一致団結をして、何としてもことしじゅうの森林環境税の創設目指し、私たちも全力で取り組んでまいることをお誓い申し上げる次第でございます。

本日は大変におめでとうございました。

○司会（西内 望） ありがとうございました。



## 来賓祝辞

高知県知事 尾崎 正直

○司会（西内 望） 続きまして、高知県知事、尾崎正直様よりご祝辞を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高知県知事（尾崎正直） どうもご紹介をいただきました高知県知事の尾崎正直でございます。

全国森林環境税創設総決起大会、このすばらしい大会を高知で開催をいただきまして、本当に私どもといたしましても感謝を申し上げます。本当にどうも皆様ようこそこの高知へおいでいただきまして、ありがとうございました。また、議員連盟の皆様方におかれましては、これまでの間大変なご尽力をされて、いよいよこの年末には一定の結論を得るところまで持ってこられた、その努力に対して私どもといたしましても心から感謝を申し上げたいと、そのように思います。この高知県も森林環境税が全国的な税として創設されることに大変期待感を多く持っている県であります。

皆さんご案内と思いますけれども、高知は大変森林の多い県であります。森林面積割合は84%、全国1位という県でございます。そして、この高知においては2つの点において森林をしっかりと整備していくということは大事です。第1に、高知は実は降雨量も全国でもトップクラス。治山をしっかりとっていくという観点からも、高知にとって森林整備をしっかりと進めることは極めて大事でございます。九州北部の豪雨において本当に多くの方々が亡くなられましたことに、心からお悔やみを申し上げたいと思います。あのような極めて厳しい豪雨、こういうものが発生したときにいかに人の命を守るか。治山をしっかりと進めていくということは、高知の県土を強化する観点、極めて大事だと、そのように考えています。

そして、もう一つは、84%もの森林を生かせるかどうか、これが高知の地方創生の成否にかかわる問題だと、そういう観点からも大事だと考えています。高知にとって中山間地域というのはそもそも価値の源泉たる所。多くのおいしい食べ物にしても、自然資源にしても、観光資源となる自然資源、例えば吉野川でありましたり、四万十川でありましたり、そういうものは全て中山間地域に存するものであります。この中山間の再生なくして高知県の再生はない。そして、この中山間の再生を果たすためにも林業の再生をなし遂げていかなければならない、そういう思いでございます。

林業の成長産業化に向けて川上から川下まで、生産性の向上から需要の抜本的な拡大まで、私どもとして今県政挙げて取り組んでいるところでございますけれども、それを力強く後押しをしていただ

く財源としても、この全国森林環境税に対する期待感というのは大変大きいものがございます。ぜひ私ども全国知事会といたしましても、この創設に向けて大いに声を上げてまいりたいと考えているところでございます。議員連盟の皆様と連携をさせていただきながら取り組まさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ようこそ皆さんおいでいただきました。本当にどうもありがとうございました。

○司会（西内 望） ありがとうございました。



## 来賓祝辞

高知県議会議長 浜田英宏

○司会（西内 望） 続きまして、高知県議会議長、浜田英宏様よりご祝辞を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○高知県議会議長（浜田英宏） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介を賜りました高知県議会の議長兼ねて林活議連の会長を仰せつかっております浜田でございます。

まず初めに、先般九州北部を襲いました集中豪雨によりまして、福岡県、大分県、大変多くの方がお亡くなりになられました。心からお悔やみを申し上げる次第でございます。また、被災をされました皆様方におかれましても、本当に大変なことございました。一日も早い復旧、復興を願って心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、きょうは全国森林環境税創設総決起大会が、この地方レベルでは高知が一番最初に立ち上げました県民税、超過課税方式の森林環境税、まさに知事がおっしゃられたとおり、高知県が発祥の地でございます。この地でこの大会が開かれますこと、大変うれしく、また頼もしく、心強く思っておるところでございます。改めて皆様方に御礼を申し上げる次第でございます。また、きょうは、高知県内はもとより全国各地から多くの地方議員の皆様方が、そしてまた関係各位の皆様方がお繰り合わせご出席をいただく中、この大会がまことに盛會に、そしてまためでたく開かれますことを心からお喜びを申し上げる次第でございます。

実は昨日全国都道府県議長会の総會が開催をされました。私が農林水産環境委員会で発言の機会がございましたので、きょうの決起大会のことをお話を申し上げさせていただきました。全国の議長さんから、この森林環境税は我々地方議員が石にかじりついても絶対仕上げなくちゃならない課題だから、高知に集まった皆様方にくれぐれもよろしくお伝えいただきたいということを言づかっております。どうぞよろしく願い申し上げます。

また、農林水産環境委員会におきましても、森林環境税の創設に向けてこの7月25日に全国総會がもう一度開催をされます。その議案に上程をされるよう、そしてそれが来年度の予算に反映されるよう、決定がされたわけでございます。恐らくこの25日も満場一致でこれが可決されるであろうということを皆様方にお伝え申し上げたいと思います。

そして、1つお願いが申し上げます。ただいま山本先生も申されましたけれども、この9月地方議

会におきまして、皆さんもう一度、森林環境税創設に向けた意見書を各地方議会からぜひとも上げていただきたい、そのことを心からお願いを申し上げたいのでございます。

さて、森林環境税につきましては、今度は国税でございますので、どのぐらいの額が適切かということになるわけでございますが、それを語るにはまず今自分たちがどれほどの環境関連の税金を払っているのかと、そのことをまず認識することから始まるのではないかと考えております。まず、地球温暖化対策税というのを皆さん払っている実感はないと思うのですが、実はこれは今ガソリン1リットル当たり0.76円かかっているわけですので、一般的な標準的な家庭で年間1,228円かかっています。

この積み上がった税源も随分たくさんございますが、この一部を森林吸収源対策に回していただきたいという要望も我々しましたけれども、地球温暖化対策税が環境省と経済産業省がしっかりタッグを組んで立ち上げられた税金でございまして、林野庁は蚊帳の外でございました。したがって、CO<sub>2</sub>排出元へこの税源が返されるということでございますから、森林吸収源対策にお金を回してもらえませんでした。このことが今回森林環境税を森林吸収源対策として立ち上げようとする一つのきっかけになったのではないかと思います。この点が第1点、1,228円標準家庭で払っております。

そして、もう一つ、再生エネルギー賦課徴収金、これが現在FIT、固定価格買い取り制度によりまして、我々の各家庭へも小さい省エネ賦課金という明細が来ていると思いますが、これが今キロワット当たり2.6円でございます、月額が790円、年額にしますと標準家庭で9,504円でございます。これが2点目。そして、3点目は、高知県が全国に先駆けて立ち上げました県民超過課税方式による森林環境税、これが高知県500円でございます。

全部のワン、ツー、スリーを足し合わせますと1万2,460円ということになるわけでございます。これだけの環境関連の税を今私たち既に払っている。この上に今度は国税としての幾らかの税金がこれに上乗せをされるわけでございますが、今おかれておる森林整備の財源不足額約1,000億円と言われております。仮に500円全国民から徴収するならば300億円の税源が期待できます。1,000円徴収するならば600億円期待できます。でも、それでも財源不足額1,000万円を賄うには足りません。1,000億円の予算を賄うためには、やっぱり1,500円以上というのが理想的な今回の国税の森林環境税の課税額ということになるかと思うのですが、先ほど申しましたとおり、1,228円の温暖化対策税と比較をするとちょっと無理があるのかなという気がしておりますが、私自身は1,000円前後、ここは適当な線かなというふうに思っております。

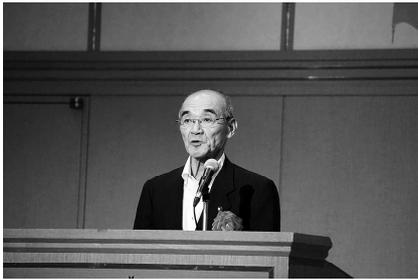
いずれにいたしましても、今回は東京都に暮らす一千数百万家庭からもひとしく国税として徴収するわけでございますから、都会の方々が納税負担に対する受益が実感できる制度の内容に、しっかり制度設計をしていただかなくてはならないと思っております。

そして、地方税としての森林環境税、そして国税としての森林環境税、この税収の使途がしっかりすみ分けがされる、制度設計の中でしっかりすみ分けがされるということが一番大事でございまして

で、きょうお越しのこれに携わる先生方、ぜひともこの点よろしくお願いをしたいと思うのでございます。

そして、結びに当たりまして、きょうの会議が大変実り多い会議に終わりますことと、冒頭に申し上げました森林環境税創設に向けた意見書を再度9月地方議会から一斉に関係機関に提出をいただくということを心から再度お願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日は本当におめでとうございます。

○司会（西内 望） ありがとうございます。



## 来賓祝辞

全国町村議会議長会長代理

高知県町村議会議長会長 川村 雅士

(高知県土佐町議会議長)

○司会（西内 望） 続きまして、全国町村議会議長会を代表して高知県町村議会議長会長、高知県土佐町議会議長、川村雅士様よりご祝辞を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高知県町村議会議長会長（川村雅士） ただいまご紹介をいただきました川村雅士です。この土佐の地に全国から熱い思いで結集されましたこと、心よりお喜び申し上げます。

全国森林環境税創設促進議員連盟第24回定期総会の開催に当たり、全国町村議会議長会を代表いたしまして、祝辞を申し上げたいと思います。

初めに、全国から出席の市町村議会議員の皆さん、並びに関係者の皆様には、平素より我が国の森林を守り続けながら、住民福祉の増進と地域の振興、発展のため、日夜献身的な努力と情熱を注いでおられることに対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の国土の3分の2を森林が占める森林大国であります。森林は、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や快適な生活環境の創造など、国民一人一人にさまざまな公益的な利益を与えてくれており、まさに我が国の宝であります。このような森林を守り、育てることは、我々山村地域の市町村であり、本日お集まりの皆さんを初め、多くの同士の方々の運動を通じまして、国民の皆様方にこれからの森林の持つ機能をご認識いただくとともに、我々山村地域の市町村の役割の重要性をご理解いただきたいと考えております。また、引き続き森林の公益的、多面的機能を発揮させ、その恩恵を国民全体で享受していくためには、持続的な森林整備と適切な森林の管理を行っていくことが重要であり、不可欠であります。

一方、森林を取り巻く環境は、国産林需要に回復の兆しはあるものの、林材価格の低迷、林業従事者の減少、高齢化などから、依然として厳しいものがあります。これまで我々山村地域の市町村は、数々の対策を講じてまいりました。また、地方創生では、住民と一体となって本格的な事業展開に取り組んでいるところであります。財政基盤の脆弱な我々の地域では依然として厳しい財政運営が行われております。

このような中、平成29年度税制改正において、市町村が主体となる森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税の創設に向け、平成30年度税制改正においての結論を得ると明記されておりました。このことは、長年にわたり、全国森林環境税の創設を求めてきた我々としても大変喜ばしいものであり、高く評価をするものであります。私ども全国町村議会議長会といたしましても、引き続き全国森林環境税の早期実現に向け、皆様方と連携を密にしてまいりたいと存じます。

終わりに、全国森林環境税創設促進議員連盟のますますのご発展と、本日出席の皆様方のご健勝を記念いたしまして、お祝いのご挨拶といたします。本日はまことにおめでとうございます。

平成29年7月20日、全国町村議会議長会代表、高知県町村議会議長会長、川村雅士。

○司会（西内 望） ありがとうございました。



## 来賓祝辞

全国森林環境税創設促進連盟

会長 辻 一幸

○司会（西内 望） 続きまして、全国森林環境税創設促進連盟会長の辻一幸様よりご祝辞を賜りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○全国森林環境税創設促進連盟会長（辻 一幸） 皆さん、こんにちは。ご紹介をいただきました森林環境税創設促進連盟の市町村会の会長を務めさせていただいております山梨県早川町の辻でございます。

本日第24回の議員連盟の総会が全国からこのように森林先進県の高知県で盛大に開かれておりますこと、まことにありがたく思う次第でございます。森林環境税の創設に向かって今日まで25年以上にわたって、私どもは、市町村議会とともにこの創設に向かってきょうまで頑張ってきているところでございます。本日の大会には、ただいまご来賓の先生方から大変心強いご挨拶をいただいたわけでございますけれども、我々はこの実現に向かって、もう一歩も二歩もともに力を携えながら努力をしていきたいとまず思うところでございます。

さきの九州北部の豪雨被害に対しては、連日日本中にテレビで放映をされているところでございます。この惨憺たる惨状を見るにつけて、地球温暖化から始まり、そして山を見捨て、森林に手がつかなくなった状態がこのような惨事を引き起こし、多くの犠牲者を出し、地域に多大な被害を出していることを見るにつけ、私たちはこれを人災と言えるのではないかと。決して天災の域ではない、人災ではないかということ強く感ずるわけであります。温暖化が毎年、毎年高まる中で、時期になれば日本各地でこういう悲惨な状況が山を荒らし、木を削り、そして人々の集落を襲っている姿を見るときに、どうしても山へ手をつけ、森林をもう一度見直し、私どもの目的である地球温暖化防止と森林環境税の創設を強く感じる次第であります。

与党に29年から、昨年の大勢のご挨拶にもありましたように、いよいよ税制調査会で平成30年にはこの森林環境税の結論を得られるというところまで来て、このたびの高知県の大会であります。この創設をして、そして国も地方の市町村も山を守り、国土を守り、森林に再生をかけながら日本の国土を守り、つくっていき、住民や国民が安心して暮らせる地域をつくっていくことが森林環境税の目的だろうということ強く感じるわけであります。特に山村が、森林地帯がその使命を帯びているわけでありまして、多くの国民の皆様にも国も県もこの創設に向かったの理解を深めていただきながら、この実現に邁進したいと思うところでございます。

今日まで25年間にわたって議員連盟の皆様方が市町村に熱い思いを抱きながら、地域に熱い思いを抱きながら、この運動を展開してきて、いよいよというところに来ましたことを、創設連盟として重ねて心から感謝を申し上げまして、本日の大会の盛会を祝してご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにおめでとうございます。

○司会（西内 望） ありがとうございました。

## 来賓紹介

○司会（西内 望） ご臨席賜りましたご来賓の皆様方からそれぞれご祝辞をいただくのが本意でございますが、時間の都合上ご紹介をもってこれにかえさせていただきたいと存じます。

ご紹介を申し上げます。

民進党高知県連総支部連合会代表広田一様。

（民進党高知県連総支部連合会代表広田 一 起立）

○司会（西内 望） 高知県議会議員金岡佳時様。

（高知県議会議員金岡佳時 起立）

○司会（西内 望） 高知県町村会長 中土佐町長池田洋光様。

（高知県町村会長池田洋光 起立）

○司会（西内 望） 農林水産大臣 衆議院議員山本有二様代理で秘書の前田真二郎様。

（農林水産大臣山本有二代理 起立）

○司会（西内 望） 衆議院議員福井照様代理で秘書の泉栄恵様。

（衆議院議員福井 照代理 起立）

○司会（西内 望） 衆議院議員石田祝稔様代理で秘書の山内大志様。

（衆議院議員石田祝稔代理 起立）

○司会（西内 望） 参議院議員高野光二郎様代理で秘書の山崎治様。

（参議院議員高野光二郎代理 起立）

○司会（西内 望） 参議院議員中西祐介様代理で秘書の竹内義雄様。

（参議院議員中西祐介代理 起立）

○司会（西内 望） 総務省環境税制企画室長市川靖之様。

（総務省環境税制企画室長市川靖之 起立）

○司会（西内 望） 四国森林管理局長野津山喜晴様。

（四国森林管理局長野津山喜晴 起立）

○司会（西内 望） 林野庁計画課長小坂善太郎様。

（林野庁計画課長小坂善太郎 起立）

○司会（西内 望） 高知市長岡崎誠也様代理で農林水産部長の長岡諭様。

（高知市（代理）農林水産部長長岡 諭 起立）

○司会（西内 望） 全国森林組合連合会代表理事専務黒直次様。

（全国森林組合連合会代表理事専務黒直次 起立）

○司会（西内 望） 高知県森林組合連合会代表理事会長中越利茂様。

（高知県森林組合連合会代表理事会長中越利茂 起立）

○司会（西内 望） 全国町村会財政部長細見邦雄様。

(全国町村会財政部長細見邦雄 起立)

○司会(西内 望) 大豊町長岩崎憲郎様。

(大豊町長岩崎憲郎 起立)

○司会(西内 望) 以上でご紹介を終わらせていただきます。

大変お忙しいところご出席ありがとうございました。

### **祝電披露**

○司会(西内 望) 続きまして、本日の総会に祝電を頂戴しておりますので、ここでご披露申し上げます。

なお、時間の都合上お名前のみ申し上げ、いただいた祝電は会場入り口に掲示しておりますので、ごらん願います。

経済産業大臣、参議院議員世耕弘成様、内閣府特命担当大臣、参議院議員鶴保庸介様、全国森林環境税創設促進議員連盟顧問、衆議院議員長島忠美様、公明党政務調査会長、衆議院議員石田祝稔様、衆議院議員福井照様、参議院議員高野光二郎様、参議院議員中西祐介様、参議院議員中西哲様、日本共産党中央委員会様、全国町村会長藤原忠彦様、以上でございます。ありがとうございました。

なお、ご来賓の皆様におかれましては、極めてご多忙の中でのご出席ということで、この後にご公務を控えておみえのため、ここでご来賓の皆様方が退場されます。盛大な拍手をもってお見送り願いたいと存じます。



## 行政説明

林野庁計画課長 小坂 善太郎

○司会（西内 望） それでは、これより行政説明を始めさせていただきます。

本日はご説明をいただきますのは、林野庁計画課長の小坂善太郎様でございます。

本日は、「森林環境税の検討状況について」と題してご説明をいただきます。本日本配付の資料の中にご説明の資料がございます。

それでは、小坂様、よろしくお願いいたします。

○林野庁計画課長（小坂善太郎） どうも皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました林野庁の計画課長をやっております小坂と申します。

本日は、全国森林環境税創設促進議員連盟の総決起大会ということで、先ほどご挨拶の中にありましたけど、北は北海道から南は九州まで全国から森林環境税の創設に向けてお集まりいただき、このように盛大な会が催されましたこと、心よりお喜び申し上げますとともに、感謝申し上げたいというふうに思っています。

本当に来賓の皆様方から熱い言葉をいただきました。ご案内のとおり、森林環境税25年来ということでございますし、林野庁としても平成17年の税制改正から温暖化対策の森林環境税という要望してから十数年がたちます。そういった中で、昨年の税制改正大綱の中で今年度、30年の税制改正で結論を得るとということが盛り込まれたところでございます。ただし、これは結論を得るとことでございますので、まさに林野庁としましても、これから勝負だと思っています。これから秋、冬にかけて12月の税制改正に向けての活動が大きな鍵を握っているというふうに思っていますし、林野庁としても森林環境税、不退転の決意で実現するぞということで、林野庁挙げて頑張っているところでございます。

それでは、お手元に「森林環境税の検討状況について」という資料を配付させていただいていますので、これに基づいて今現在林野庁が考えている森林環境税の使い方、市町村主体の森林整備、その考え方についてご説明していきたいというふうに思います。

1枚めくっていただきますと、先ほど申したような昨年の与党の税制改正大綱の抜粋でございます。ここに書いていますように、市町村主体の森林整備、特に条件不利によってなかなか森林所有者が間伐等の整備ができない、そういうところを公的主体である市町村が主体となって森林整備をやっている

くんだと。そのための財源として、国民一人一人からお金を出していただく、そういう森林環境税を創設する、それに向かって地方の意見も聞きながら総合的に検討して、30年度の税制改正で結論を得ると、こういった形の位置づけになっているところでございます。これに基づいて今林野庁のほうでは、具体的に市町村にどんなことをやっていただくのか、そういったものを都道府県、市町村にご説明申し上げ、また皆様方の意見を聞いて、これからまたそれを整理して、さらにブラッシュアップして成案に向けてつくり上げていきたいというふうに考えているところでございます。

次のページをめくっていただきますと、まさに与党の税制改正大綱にも森林環境税が位置づけられているところでございますけれど、この紙はいわゆる骨太の方針、さらには未来投資戦略、言ってみれば政府の閣議決定の紙でございます。与党の税制改正を受けて、政府の閣議決定の中でも特に骨太でいうと5の部分、ここの部分も同じように森林環境税の創設、30年度の税制改正において結論を得ると、そういった形で位置づけられておまして、政府としても森林環境税の創設に向けて協力して検討していくということが位置づけられているところでございます。

そういう中、具体的にではどういった中身の森林環境税、市町村主体の森林整備かというのを次の資料以降整理させていただいておりますけれど、まずは次のページは森林の多面的機能でございます。きょうも九州の災害のお話がありましたけれども、森林は国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、さまざまな公益的機能を維持、発揮していただいているところでございます。でも、これはやはり適切な森林の整備が行われなければ発揮されないというところでございますので、こういった機能をきっちり発揮させて、国民の皆さんに森林の恩恵をきっちり届けるためにも、この森林整備を進めなければいけないというような状況になっています。

こういう中、次のページを見ていただきますと、じゃ森林の整備の現場ではどんな課題があるんだというものを1枚でまとめさせていただいております。ここに書いていますように、皆さん現場におられる方は、身に詰まって感じるどころだと思んですけど、特に材価が下がってきました。そうなるとやはり森林の所有者の皆さん、山に対する関心が低下してきております。特に世代交代、さらには不在村化、そういうことでどんどん、どんどん森林所有者の山に対する関心が低下してきている。さらには、相続しても登記しない。だんだん所有もわからなくなるし、境界もわからなくなる。そういった現場においては、山がなかなか手をつけられず放置される、そんなような現状が出てきております。

こういうことに対して、今森林組合等がいろいろ所有者に働きかけて集約化、林業の成長産業化ということで、間伐等を進めているところでございますけど、なかなか条件の悪いところはやはり採算が合わない、間伐をやっても要はお金にならない、逆に持ち出しになる、そういう場合はなかなか所有者の皆さん森林の整備をするということにならない。そういう中でここに書いていますように、森林現場とか、所有者に最も近い市町村が頑張っていただいて、例えば森林所有者のかわりに間伐をやる、そういうことを進めていく必要があるんじゃないだろうかというような問題があるというふうに

考えております。

ある意味今日的な課題として、だんだん、だんだん山に対する関心が薄れてくる。条件のいいところは回るんだけど、条件の悪いところは手が入らない。そういうところが間伐をなされず放置される。そういう問題が世代交代、不在村化、こういうことで顕著になってくる。こういうような今日的な、今の施策ではなかなか手が届かない、こういう部分を新たに市町村が主体となって整備する、そういう仕組みをつくる。そういうことに対して国民の皆さんのご理解いただいて新たに財源を出していただく、そういうような形で新たな森林環境税のいわゆる市町村主体の森林整備の考え方ということで整理されているところでございます。

これは、ある意味、きょうもお話がありましたけど、先行して37の府県が、府県主体で住民税から超過課税ということでお金を出していただいて、森林整備等を進めていただいております。それはある意味県が主体で進めていることに対して、今回の国の森林環境税は市町村が主体になって、より現場における課題解決みたいなものに使っていく。そういうことで、例えば今とられている37府県の税との役割分担が図られるんじゃないだろうかとか、例えば林野庁では今林業成長産業化ということで集約化をしたり、さまざまな施策を打っています。そういうものでは手が届かないところを新たに今回の森林環境税で措置するというので、役割分担が図られるんじゃないだろうか。今回いろいろと新しい税をまさに増税でつくるというわけでございますので、大綱の考え方としましては、今までの予算が足りないから、お金を下さいということではなくて、考え方としましては、今までの施策ではなかなか手が届かない、そういった新たな課題、これが今後ますます顕著化する、そういうものに対して新たに国民にご負担をいただいて山の整備を進めていく、そういった形の考え方で整理されているというところでございます。

それでは、具体的に大綱に基づく市町村主体の森林整備、どういうことを市町村にやっていただくのかというのを次のページでフローとしてまとめさせていただいております。ここに書いてありますように、なかなか森林所有者の皆さん、山に対して関心がございません。関心が薄れてきています。森林組合とか、一生懸命いろいろ集約化等で働きかけをしても、なかなか返事もなし、そういったような状況を考えると、ここに書いてありますように、市町村が例えば森林組合と一緒に所有者さんに働きかけをしていただく。そうすると、関心のない所有者は、自分では間伐はできないということになれば、そうしたら市町村がかわりに当該所有者の森林の間伐を市町村が実行しますよと。市町村が実行するといっても、実際森林組合とか、事業体に発注して実行するわけですけど、ある意味今の補助事業ではどうしても個人負担が出て持ち出しになってしまう。そうすると間伐ができない。そういうところを新たな財源を使って、市町村がかわりに間伐をしてあげる。そういう手だてを進めればそういったところの間伐も進むということが②のところでございます。

さらに、近年いろんなところで現場で聞かれるのは、自分は村から出たんで、山はもう役場に預けたい、例えば寄附したいという声の実は結構なところから出てきております。ただし、寄附を受け付

けるといっても、市町村はそのための管理の財源が要るわけですし、取得する場合のいろんな測量の経費が要るわけですし、いろんな経費、マンパワーがあって、なかなか寄附といっても引き取るのに二の足を踏む、そういう実態があると思います。

それでは、今度森林環境税の財源を使って市町村がそういう寄附をどんどん引き受けて、いわゆる市町村有林として、公有林として市町村が計画的に整備する、そういったことに環境税のお金を使えばいいんじゃないだろうかというのが3つ目でございます。これは、上の枠の2つ目の丸に書いていますように、市町村が主体的に、ある意味計画的に間伐ができるような、ある意味フィールドをぜひ確保していただいて、森林環境税のお金で計画的にそういうところの間伐をやっていただいて、そうすれば地域の森林組合、事業体の皆さん、計画的に毎年事業が出てくるわけですから、そういう事業体の皆さんも計画的に人を雇って事業展開ができる。そうすると、地域に人が雇用され、人が定住し、地方創生につながっていく。そういったいい循環が森林環境税を通じてできるんじゃないかということとを期待して、こういった仕組みをつくっているところでございます。

さらに、こういった形で市町村主体でやっていただくということなんですけど、一方でなかなかその市町村マンパワーが足りない、非常に体制が弱いというようなお話もございまして、現実的にいきなり市町村がこういう業務をやるということは難しい面がございます。ですから、ここに4番目に書いていますように、地域の技術者を活用する、市町村の体制をサポートする、そういったことも組み合わせ合わせてやっていく。そういうことによって市町村主体の森林整備が進むようになるというようなことが大綱に基づく市町村主体の森林整備の考え方でございます。

先ほど申しましたようなことを細かく説明しているのが次のページの6ページ目、これは働きかけの部分ですし、7ページは市町村がかわりに環境税のお金を使って間伐をする。個人の皆さんは負担がなくなる。ただし、負担がなくなる、モラルハザードが起きないように、協定等で適切な森林整備の約束をしていただく。

さらには、次のページ8ページは寄附を受け入れる。特に寄附を受け入れるときには、当然いろいろ準備のお金も要るわけなんですけど、そういったものも手当てしてあげて、寄附が円滑に受け入れられるような形をしていく。

さらに、9ページ目は、市町村の体制整備ということで、市町村なかなかマンパワーない中、県等の技術的な支援、いろんなガイドラインをつくるということもありますし、嘱託職員を市町村に雇用していただいて、ふるさと支援の協力隊というのございますけど、それと同じようなスキームの地域林政アドバイザー、そういう制度をことしからスタート、総務省さんしていただいているところでございます。そういう意味では、専門の職員がない場合、新たにそういう人を雇用する。さらには、業務をアウトソーシングする。そういったいろんな工夫をして、市町村がきちりこういったことができるようなこともあわせてやっていく。そういったことを考えているところでございますし、都道府県、市町村に対して説明をしているところでございます。

以上のような森林環境税の特に市町村主体の森林整備の考え方について、11ページのところにスケジュールを書いておりますけど、林野庁のほうで年明け早々特に3月、4月以降、都道府県、市町村にご説明申し上げさせていただきました。そして、都道府県からはご意見いただきましたし、市町村からもアンケートという形でご意見をいただいているところでございます。こういったものを今整理して、さらにそういう意見を踏まえて中身をブラッシュアップしていく、グレードアップしていく、そういったことを今後進めていく予定でございますし、総務省さんのほうはきょう政務官も来られてお話いただきましたけれど、地方財政審議会の中に森林環境税のための検討会を現在設けていただいています、森林環境税の税制面の仕組みをこの検討会の中でご議論し、中身を専門的な見地から詰めていただいているところでございます。こういった形で林野庁、総務省一緒になって森林環境税に向けた取り組みを、地方の意見を聞きながら現在進めていると。さらに、いよいよ夏、秋、冬の12月、近づいてくるわけですから、大詰めということで検討を加速化していく、そんな状況になっているところでございます。

そういったことで、現在都道府県からいただいている意見を12ページに簡単にまとめさせていただいています。財源確保の必要性和書いていますけど、ほとんどの県が森林整備の財源は必要だ、これは賛同していただいています。41は必要だということでございますし、16は新たな税が必要なんだというような意見が大宗を占めている。一部特に府県の独自課税との関係で慎重な意見というのはございますけど、反対という意見は現在のところ出てございません。

具体的な森林整備の中身ですけど、2の(1)に書いていますように、市町村が所有者が自発的に行わない森林の整備を公的に行う、こういうことは賛同ということでございますけど、使途の範囲についてはよりもっと幅広くすべきじゃないかとか、より地方にとって使いやすいように柔軟にすべきじゃないかというような意見がある一方、先ほど私申しましたように、国庫補助とか、府県の独自課税、その関係を考えると、余り広げるとそれとはバッティングしちゃうんで、広げるべきじゃないと、そういうような両論の意見が出てきております。さらに、市町村の体制については、なかなか全ての市町村ができないだろうから、都道府県の役割をきっちり位置づけて、場合によっては都道府県にもお金が回るような仕組みにしてくれないかというようなご意見。

4番目は、超過課税、先行して37の府県がとっていただいています。こういったものとの役割分担を整理して、我々も当然先行している府県の独自課税と今後新たにつくる国の森林環境税、これが両立して、より多くの財源が森林整備に回るような仕組みをつくりたいというふうに思っています。そういった中で、府県のほうで苦勞してとられている独自課税、超過課税と今回の国の税、その役割分担を整理してくれと、そういった意見が出てきているところでございます。

今後こういった意見を整理して、使途も拡大してくれという意見があったり、余り広げるべきじゃない、いろんなさまざまな意見が出ているところでございますけど、これを総務省さんの検討会であるとか、自民党のほうでは森林吸収源のプロジェクトチームというものがございますんで、そういう

プロジェクトチームの中であるとか、そういうところで議論して成案をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、13ページ以降は、市町村の皆さんからもアンケートをとって、その結果をまとめているものでございます。これ一個一個説明していると時間長くなりますので、見ておいていただければいいんですけど、多くの市町村が今回例えば市町村が働きかけをしていただけませんかとか、市町村がかわりに間伐をする、寄附を受け入れて公有林化する、そういった中身について効果があるという肯定的なご回答をいただいているところでございます。ですから、こういうような形で市町村のほうはやる中身についてはそんな違和感、異存はないということだと思えますので、何よりも市町村の体制支援をどうしていくかということ、今後県も含めて一緒になって議論して形をつくっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上ざっと資料の中身をご説明させていただきました。今置かれている検討状況としましては、林野庁のほうで昨年の大綱を踏まえた市町村主体の森林整備ということについて、都道府県、市町村にご説明してご意見をいただいているところでございます。これからは、先ほど申しましたように、この意見を踏まえて中身のほうは整理していきたいと思います。

そういう中で、もう一つ重要な視点、きょうもご来賓の皆さんのお話もありましたけど、重要な視点としては、やっぱり国民の皆様一人一人に新たな負担をいただく制度をつくるというわけでございますので、まずは都市部の方を含めて、より森林整備の必要性であるとか、森林整備の置かれている現状の中で、例えば先ほど申したような、なかなか今の制度では手がかからない、そういうところをやはり新たな財源で解消していくんだ、そういうことに対する理解を深めていかなきゃいけないと思います。

そのためには、本日お集まりの皆様方、きょうも総決起大会ということで一堂に会して森林環境税の創設に向けて声を上げていただいているわけですけど、皆様方がぜひ引き続き、これからは正念場だというようなことで森林環境税の創設に向けて声挙げていただく。さらには、例えば市町村なかなかできないんじゃないのというような声もあったりします。でも、それはいろいろ市町村同士連携したりとか、県等がサポートしたり、いろんな工夫をすればできないわけではないと私自身も思っています。そういうことに対しても、ぜひ皆様のほうから、我々に任していただければ、関係者で連携してきっちりと森林整備を進めて、そして国民の皆さんのために山の整備をやっていくんだと、そういう声を引き続き上げていただくことが何よりも重要だというふうに思っている次第でございます。ですから、本日の総決起大会を契機にして、年末には林野庁としては森林環境税結論は丸しかないと思っておりますので、それに向けて引き続き連携して、協力して取り組みを進めさせていただくことをご期待、お願い申し上げまして、私のほうの現在の森林環境税の検討状況ということの説明にさせていただきます。

それでは、きょうはありがとうございました。

○司会（西内 望） ここで若干ですが、質疑の時間をおとりしたいと思います。

なお、発言の際は議会名とお名前をお願いいたします。

○鶴岡市議会議長（佐藤文一） 山形県鶴岡市議会であります。

市町村によっては、まだ山林の国土調査が済んでいないところもあろうかと思えます。そのような市町村では、森林環境税が導入されれば最初にその用途は国土調査費に充てられるのではないだろうかということです。そのような声の一部から聞こえてきております。国土調査費には莫大な費用と時間がかかります。まず初めに国土調査費にするということになれば、制度の目的とするところが先送りされるという危惧を持っておるところでありますけれども、その点について伺いたいと思えます。

○林野庁計画課長（小坂善太郎） そうしたら、お答えさせていただきますけれど、国土調査、地積調査、これは本当に何よりも進めていただかなければならない重要な政策課題だと思っています。山林の地積調査の割合はオールジャパンで44%です。6割ぐらいが地積調査が進んでいませんし、現場の皆さんはご案内のとおり、市町村によってかなりばらつきがあって、進んでいるところと進んでいないところ差がございます。この地積調査、国土調査は、まず何よりも今そういう制度があり、そういう予算があり、そういうスキームがあるわけですから、国土交通省さんのほうの予算措置があるわけですから、それでまずはきちりやっただくというのが大前提であって、森林環境税の用途というのはこれから議論になるわけですけど、森林環境税の用途を、国土調査が足りないんで、そっちに回すということは、なかなか国民の皆さんにはやっぱり説明しづらいのではないかなというふうに思っています。

ただし、間伐をやるときに、森林の整備をするときに、林野庁の事業もそうなんですけど、当然国土調査が進んでいないところも林野庁の事業で間伐等を進めます。そのときは、林野庁の予算の中で事業の準備として境界の確定をやったり、所有者の確認をやったり、そういうことをやって事業を進めますんで、そういった意味では新たに森林環境税で間伐をするときに、その境界がわからない、さらに所有者をはっきりさせなければならぬ、そういうところは当然事業の準備という概念でお金を使うことはあるかと思えますけど、国土調査をある意味今回の新しい税でかわりにやるということは、多分考え方として、例えば新たな税の国民にお願いすることからしても、ないのかなというふうに思う次第でございます。

○鶴岡市議会議長（佐藤文一） ありがとうございます。

○司会（西内 望） ほかにご質問はございませんでしょうか。

（質疑なし）

○司会（西内 望） なければこれで質疑を終わらせていただきます。

小坂様、貴重なご説明をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、皆様の盛大な拍手をお願いしたいと思います。



## 議 長

高知県本山町議会議長

岩 本 誠 生

### 議 事

○司会（西内 望） それでは、これより会議に入らせていただきます。

会議の議長は、規約第15条の定めによりまして会長が指名することとなっておりますので、板垣会長よりご指名願います。

○会長 それでは、規約第15条に規定されておりますので、私から議長を指名をさせていただきます。

高知県本山町の岩本議長さんをお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生） 皆さん、こんにちは。ただいま議長に指名をされました高知県本山町議会議長の岩本でございます。議事進行が滞りなく進みますよう、何とぞご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

#### 議案第1号「平成28年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業経過報告」及び議案第2号「平成28年度全国森林環境税創設促進議員連盟決算報告」

直ちに、議事に入ります。最初に、議案第1号「平成28年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業経過報告」及び議案第2号「平成28年度全国森林環境税創設促進議員連盟決算報告」は、関連がございますので、一括して議題といたします。

事業経過報告及び決算報告について事務局の説明を求めます。

○総務幹事（川村敏晴） それでは、ただいま上程されました議案第1号「平成28年度事業経過報告」及び議案第2号「平成28年度決算報告」をさせていただきます。私、総務幹事、そして会計幹事を兼ねて仰せつかっております新潟県村上市議会議員、川村でございます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、議案第1号「平成28年度事業経過報告」を申し上げます。総会資料の2ページから6ページに経過を記載してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

資料の2ページのIの会議関係でございますが、昨年度は5月23日の正副会長会議を経まして、7月21日には岐阜県高山市で第23回の総会及び役員会を開催しております。高山市内の会場には、全国から285名の皆様のご出席をいただいたところでございます。皆様には、滞りのない進行にご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

次に、資料の4ページでございますが、11月7日には促進連盟、議員連盟の臨時合同正副会長会議において、昨年同様林野庁の織田森林整備部長様より林野庁での取り組みについて政策説明を受け、平成29年度税制改正に向けた今後の活動などについて協議を行いました。

資料の4ページ下から5ページでございますが、同日正副会長会議を開催するとともに、衆参両院全国会議員に対します直接要望を実施し、年末の「平成29年度税制改正大綱」で森林環境税（仮称）の創設に向けて具体的な仕組みについて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針が明記されたことを受け、年明け2月1日に促進連盟、議員連盟の臨時合同正副会長会議を開き、本日の総決起大会において行政説明をいただきました林野庁の小坂計画課長様より森林吸収源対策の推進に向けた財源確保について政策説明を受け、質疑応答を行っております。

次に、Ⅱの活動状況についてでございますが、5月24日に促進連盟の理事会及び総会に出席しましたとともに、平成28年度の全国森林環境税の創設に関する意見について、両連盟で関係国会議員に要請活動を行ったところでございます。その後も資料の5ページから6ページのとおり、数回にわたり要請活動等を実施したところでございます。

以上、簡単でございますが、事業の報告とさせていただきます。

続きまして、議案第2号「平成28年度決算報告」についてご報告を申し上げます。

資料の7ページをごらんいただきたいと思います。まず、1の歳入の決算額でございますが、初めに会費は660万円で、1団体2万円、330市町村議会分でございます。

次に、助成金の116万1,283円につきましては、促進連盟と合同で実施いたしました要望活動などに係る経費としまして、その会議、要望活動に係る費用弁償などについて助成金として収入したものでございます。

繰越金は362万8,058円、諸収入が3万49円で、内訳は、促進連盟から定期総会のお祝い金3万円と預金利子が49円でございます。

以上、歳入合計が1,141万9,390円となり、27年度に比べ、88万2,051円の減でございました。

次に、2の歳出でございますが、初めに総会費でございます。これは、第23回定期総会の開催に係る経費でございまして、284万6,011円。平成27年度に比べ、29万6,587円の減となっております。開催に係る経費が減となったものでございます。

会議費では、正副会長会議等の開催に係る旅費などで191万5,518円であり、回数も当初見込みどおりでございました。

陳情費ですが、要望会などの開催に係る経費で204万6,512円となり、組織拡大費は正副会長、理事の活動費として82万8,782円となりました。

人件費は、事務局村上市議会の臨時職員賃金で対応しておりますので、こちらからの支出はございませんでした。

旅費では、本連盟以外の団体等主催の会議等への会長、事務局の出張旅費などで5万3,235円、通

信費では33万5,254円と、前年並みの額となり、事務費では17万1,737円と、こちらも前年並みの増となりました。

予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計は819万7,049円、27年度に比べ47万6,334円の減でございました。したがって、歳入歳出決算額の差引額は322万2,341円となり、これを平成29年度へ繰り越すということでございます。

以上、簡単でございますが、ご報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 平成28年度の事業経過及び決算について報告がありました。

本件につきましては、去る4月12日に会計監査が行われておりますので、監事を代表して新潟県関川村議会の近議長より監査報告をお願いいたします。

○監事（近 良平） 新潟県岩船郡関川村議会の近良平と申します。監事2名を代表して報告いたします。

4月12日、村上市役所で監査を行いましたので、報告書を朗読してかえさせていただきます。

会計監査報告書。

平成28年度全国森林環境税創設促進議員連盟の歳入歳出決算状況について、その書類及び諸帳簿等を監査したところ、収支ともに正確であり、かつ適正であることを認めたので、報告します。

平成29年4月12日、監事近良平、監事伊藤重廣。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。監査報告を終わります。

それでは、ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号について、ご質疑をお受けいたします。

なお、発言の際は議会名及び氏名を述べてくださいますようお願いをいたします。ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長 ご質疑はないようでありますので、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり承認されました。

**議案第3号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業計画（案）」及び議案第4号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟予算（案）」**

次に、議案第3号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟事業計画（案）」及び議案第4号「平成29年度全国森林環境税創設促進議員連盟予算（案）」については、関連がありますので、一括

して議題といたします。

事業計画（案）及び予算（案）について、事務局の説明を求めます。

○総務幹事 それでは、初めに、議案第3号「平成29年度事業計画（案）」をご説明申し上げます。

資料の9ページをごらんいただきたいと思います。基本方針は、この後の議題の宣言文や決議と関連がございますが、第2段落目までは昨年度と同様といたしております。3段落目から修正をしております。5月の促進連盟の総決起大会で決議され、国会議員等への要請活動でもお渡ししております「全国森林環境税の創設に関する決議」同様に「平成29年度税制改正大綱」の内容を反映し、「全国森林環境税の早期導入」に向けた事業を行うこととした内容にしております。

具体的な事業の取り組みについては、この後の議案でご審議いただく意見書の提出について主なものとなると考えてございますが、加入促進、組織拡大とあわせ、早期導入に向けて広く国民の理解を得ていくことが重要として事業を進めてまいります。

以上、簡単でございますが、29年度の事業計画（案）についての説明とさせていただきます。

引き続き、議案第4号「平成29年度予算（案）」の説明でございます。資料の10ページをごらんください。平成29年度予算については、事業計画に基づき、全国森林環境税早期導入の実現に向けて、事業計画でも申し上げましたが、意見書の提出を全国の市区町村議会で行っていくことや、特に政府や国会議員への要望活動に重点を置いて取り組むことなどを念頭に、各項目に配分をしたところでございます。

歳入の会費ですが、昨年の総会から本日までの間に2市の脱会がございましたが、新たな加入も21市町村ございました。現在の加盟数は19議会の増で353議会となっております、この353議会から2万円ずつ会費をいただく案でございます。

以上で予算案の説明となります。よろしく願い申し上げます。

○議長 ただいま説明のありました議案第3号及び議案第4号について、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長 ご質疑はないようでありますから、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号及び議案第4号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり決しました。

#### 平成29年度会費について

ここで、資料の11ページの平成29年度会費についての件を事務局から説明願います。

○総務幹事 ただいまは、予算案のご承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、29年度の会費の額及び納入時期、納入方法についてご説明をいたします。会費の額については、1市町村議会当たり2万円といたします。2、納入時期は平成29年9月末日までといたしま

す。納入方法につきましては、全会員市町村議会は、会長が定めた金融機関の本連盟預金口座へ納入をしていただくこととなります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明のとおりよろしくお願い申し上げます。

#### 議案第5号「意見書の提出について」

次に、議案第5号「意見書の提出について」を議題といたします。

本案について、事務局の説明を求めます。

○幹事長 それでは、私のほうから議案第5号「意見書の提出について」説明をさせていただきます。

意見書の提出については、これまで平成24年、平成25年に実施しておりましたが、今年度の事業計画は予算でもご説明したとおり、平成30年度税制改正においてどのような結論を得るか、まさに山場であります。この意見書を全国の市区町村議会から採択をいただき、関係要路に提出いただくことにより、広く国民から制度創設のご理解をいただくとともに、平成30年度税制改正大綱において、本連盟の所期の目的を達成するよう取り組みを進めることといたしたところであります。

内容につきましては、先ほど決定をいただいた平成29年度事業計画の内容を踏まえ、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るため、全国森林環境税の早期導入を強く求めるとした意見書の提出を地方自治法第99条の規定により提出するものであります。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長であります。よろしくご決定のほどお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長 ただいま説明のありました議案第5号について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○議長 ご質疑はないようでありますので、以上をもって質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力感謝いたします。ありがとうございました。

○司会 (西内 望) それでは、本総会の議事も皆様方のご協力のもとに慎重審議され、無事終了しました。まことにありがとうございました。本山町の岩本議長様、お疲れさまでございました。



## 大会宣言

高知縣市議会議長会

副会長 小松紀夫

(高知県香美市議会議長)

○司会(西内 望) それでは、これより大会宣言に移ります。

高知縣市議会議長会副会長、香美市議会議長の小松紀夫様、お願いいたします。

○高知県香美市議会議長(小松紀夫) ただいまご紹介をいただきました高知県香美市議会の小松でございます。それでは、宣言文を読み上げさせていただきます。

宣言。

国土面積の3分の2を占める森林は、木材等林産物の供給をはじめ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など、多様な公益的機能を有しており、国民生活と切り離すことのできない貴重な財産である。

この緑豊かな国土を保全し、未来の子どもたちに受け継いでいくことは、森林の恵みを受けて現在を生きる私たち国民に課せられた責務である。

しかし、この生命の源である水と空気と土を育み、緑の国土を守っている我が国の山村は、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足などにより、生業としての林業は衰退を余儀なくされ、極めて深刻かつ危機的な状況での自治体運営を迫られている。その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に対して、国民の生命・財産が危険にさらされるといった事態も生じている。

川上の山村と川下の都市は、今こそ手を携えて、この緑豊かな美しい国土と山村を守り、国民一人ひとりが安心して暮らせる資源循環型社会を実現し、自律的で持続的な社会を創生していかなければならない。

私たち「全国森林環境税創設促進議員連盟」は、森林が果たす公益的機能とその重要性を広く国民に訴えるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入に向け、全国の関係市町村議会が一致団結し、より強力に運動を展開することをここに宣言する。

平成29年7月20日 全国森林環境税創設促進議員連盟「全国森林環境税創設総決起大会」

以上でございます。

○司会(西内 望) 皆様には、拍手をもってご賛同いただきたいと思います。

ありがとうございました。ただいまから休憩といたします。記念講演は、午後5時から行いたいと存じますので、時間までにご着席願います。



## 記念講演

### 「森の恵みの現代的なエネルギー利用へ」

講師 公益財団法人自然エネルギー財団上級研究員  
相川 高信 氏

○司会（西内 望） それでは、これより記念講演を始めさせていただきます。

本日ご講演をいただきますのは、公益財団法人自然エネルギー財団上級研究員の相川高信様でございます。

ご講演いただきます前に、相川様のプロフィールをご紹介いたします。お手元の総会資料の15ページをごらんください。講師の相川高信様は、京都大学大学院農学研究科を修了され、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社において、森林、林業分野の調査、コンサルティングに従事し、その後東日本大震災を契機に木質系を中心にバイオエネルギーのプロジェクトに多数かかわるようになり、2016年6月より公益財団法人自然エネルギー財団上級研究員としてご勤務されております。2017年6月には、一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会理事にご就任されています。

本日は、「森の恵みの現代的なエネルギー利用へ」と題してご講演いただきます。

それでは、相川様、よろしく願いいたします。

○公益財団法人自然エネルギー財団上級研究員（相川高信） 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました自然エネルギー財団の相川と申します。

本日は、このような素晴らしい会でお話をさせていただきますことを大変光栄に思っております。それで、ご紹介いただきましたように、もともと私森林とか、林業の分野での調査研究、コンサルティングをしてみりましたので、実は高知県もかなり縁が深いところでして、久しぶりにきょうこのように来られて大変うれしく思っています。そういう意味では、本来森林環境税をどう使って森林管理をしていくのか、林業振興につなげていくのかということについてもいろいろ話したいことはあるんですが、今ご紹介いただきましたように、今の所属がこういったところにありますし、また皆さんにもぜひバイオマスエネルギーの利用ということについてご関心を持っていただきたく、逆に言うと皆さんご関心を持っていただいているのではないかというふうに思いまして、きょうはちょっとエネルギーの話に特化して用意をしてみりました。皆さん既に大会も最後ということでちょっとお疲れかなというふうに思います。お手元にパワーポイントの印刷したものもお配りしているんですが、基本的には同じものが出てきますので、余り小難しい話にならないようにお話をしたいと思いますので、ぜひ顔を上げて前を見て聞いていただければありがたいかなというふうに思います。

それで、始めます前に少し私どもの財団のご紹介をさせていただきます。こちらの財団は、もともとソフトバンクの孫正義さんが、同じく東日本大震災を契機にこういったエネルギーの問題に非常に関心を持たれまして、ご案内のように、実際にソフトバンクグループとしても再生可能エネルギーの事業をやっていますが、それとは別に、ビジネスとは別に調査研究をするシンクタンクが必要だということで、孫さんの私財を投じられましてできた研究所ということになります。

こちらの右上に映っているのは、実は我々の理事長でして、スウェーデン人なんですね。スウェーデンの環境エネルギー庁の長官をやられたというような経歴の持ち主なんですが、一つの我々の財団の特徴として、かなりエネルギーの分野では著名な方々とのネットワークを持っているというのも一つの特徴だというふうに思っております。

それで、私の紹介はしていただきましたので、特につけ加えることはないんですが、特に高知県、きょうしかも開催事務局を務めておられます大豊町さんには、おおとよ製材という、現代の日本においてはかなり先進的な製材工場ができていますけど、その支援にもかかわったことがございまして、ちょっと誇らしく思っているということです。

それで、きょうお話ししようと思って3点ほど用意してまいりました。まず初めに、森林とエネルギーの利用ということについてちょっと改めて整理をしてみたいなという話と、それからきょうもお話がありましたが、震災以降FIT制度というものができまして、バイオマスの発電ということについてはかなり取り組みがふえてまいりまして、逆にちょっとふえ過ぎてしまっているようなところもあります。それとは別に、実はバイオマスの利用の本筋といったところは熱利用にありますので、今後の展開も含めて熱利用のお話をきょう中心的にさせていただきたいというふうに思います。最後には、ちょっとまとめとして、地域において木質のバイオエネルギーというものをどういうふうに位置づければいいのかということをお話ししたいというふうに思っております。

では、早速始めてまいりたいと思いますけども、まずこの棒グラフは、これは林野庁さんの森林・林業白書からとっているグラフで、ごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、戦前の木材伐採量の推移を示したグラフで、棒グラフでいいますと緑色の部分が薪炭ということですので、今の言葉で言えばバイオマスエネルギーの利用ということになります。ちょっとやっぱり今の感覚からすると、そもそも驚くぐらいの伐採量がありまして、当時でピーク時でいうと1億立方を超えていたということですので、かなりの木材生産が行われていたということ。それから、そのうちのかなりの割合を薪炭という形でエネルギー利用してきたということです。ですから、この日本において、ほかの国においても同じなんですが、森林というのは1つエネルギー源としても非常に重要な資源であるということなんですね。

ただ、やはり他方こういう現実も我々忘れてはいけなくて、きょうの主題とも関係してくると思いますが、そういう意味で当時の1億立方も切るといような伐採量が適切だったのかという問題があります。これは、別に戦時中だけではなくて、江戸時代、明治時代から連綿と我々はいろんなものを

山林からとってきましたので、かなり負荷がかかっていたと。これは、山梨県でいわゆる今でいう植樹祭が行われたときの写真で、これも同じく森林・林業白書に載っているものなんですけれども、今の我々の感覚からするとちょっと想像もつかないような状況ですが、当時はこのような風景というのはかなり一般的だったようでして、ほかにも白書以外にもこういうような、資料探しますと同じような写真が出てまいります。

その後、日本はご案内のように復興と経済成長を遂げまして、木材需要というのほうなぎ登りに伸びた時期があります。1973年にそのピークがありまして、当時は大体1人1立方メートル木材を使うというのが平均的だったわけですが、オイルショックの後それがぐんと減りまして、その後上がり下がりしながら、バブルのころに盛り返して、これちょっとデータが古いですが、90年代後半から2000年代にかけて減少傾向が顕著になり、そんな中でバイオマス、それから高知県さんなんかも取り組まれていますけれども、CLTというような新たな需要を開発するという動きが出てきているわけです。

ただ、先ほどFITのことを申し上げましたが、FITでバイオマスのいわゆる未利用木材というカテゴリーですと、2,000キロワット以上ということであれば32円という電力の買い取り価格が適用されていて、これははっきり言ってしまえば非常に潤沢なといいますか、贅沢な買い取り価格でして、普通の電力価格というのが、大体いろんな取引形態によりますけれども、キロワットアワー当たりで10円前後ということを見ると、非常に大きなボーナスがついている状況だというふうにご理解ください。

そういう意味では非常に追い風が吹いているわけですし、これも林野庁さんの関係の方がつくられた資料拝借していますけれども、やはりせつかくの追い風でも将来に向けた投資につなげていく必要があって、これはきょう大きな森林環境税の使途、使い道ということでも大きな議論になっていたところとかかわりますけれども、やはり20年間はFITの買い取り価格が保証されていますが、それ以降を見据えたときに、やはりこういった山へきっちりインフラを投資し、健全で豊かな生態系をつくっていくということが大事ではないかなというふうに思っております。

そういう意味では、好むと好まざるとにかかわらず、人口減少というものはとめることができませんので、需要というのはある程度開拓していくという方向性と、あとは災害対策も含めて、私は縮小造林、拡大造林の反対という意味で縮小造林という言葉をつくったことがあるんですが、最近ある方が縮小というのはネガティブに感じられるので、縮充、充実させるというような言葉がいいんじゃないかということを指摘いただきましたが、これは長野県がつくっておられる長期的な森づくりの計画です。長野県の民有林が今66万ヘクタールあって、人工林と天然林が大体半分、半分だということのようです。それを長期的に長野県としては公益的機能の発揮を目指す森林というほうに53万ヘクタールと、かなりのところを誘導していくわけです。きょう長野県の方もいらっしゃっているようなんですけれども、これでも誤解していただきたくないのは、長野県として林業をあきらめますということを長

野県が言っているわけではないんですね。当然人工林を天然林に誘導していく真ん中のところですけども、この過程においても、結局は木を切る、間伐をするということになりますので、そこから出てくる材を有効利用していくというのは非常に大事な話になってきます。さらに言えば、長野県が今恐らく松枯れの問題なんかはかなり多く問題になっていると思いますが、そういった低質のものをむしろ燃料として積極的に使っていくということが大切ではないのかなというふうに思っております。

そういう意味では、大きな方向として、今のバイオマスの利用と、当然豊かな森づくりということは、かなり方向一致しているものだというふうに思いますが、その上で少し皆さんに改めて原則、ちょっと偉そうですけども、ということをお伝えさせていただきたいなというふうに思っております。まず、原則の1つ目は残材利用というふうに書いてあるんですが、中には皆さんカスケード利用といったような言葉を聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれません。要するに単純に言えば皆さんも感覚として、常識としてお持ちだと思いますが、本当に質のいい、いい丸太をそのまま燃やしてしまっているのかというと、やはりそれはそういうことではないということなんですね。そもそもバイオマスエネルギーの利用の原則というのは、まずは第1に、この真ん中のあたりにあります廃棄物の利用から考えるというのが原則になります。つまり林業、木材であれば木を切って、それから例えば建築材として利用した後に廃棄をしますと。廃棄をして野積みしておいても、時間はかかりますが、微生物が分解してやがてCO<sub>2</sub>になって、それでまた光合成をするという自然の循環があります。バイオマスエネルギーの利用というのは、そこに少し介入して、先取りして、そんな自然のままでも元に戻るわけですが、例えば燃焼させて、しかも燃焼してごみの焼却場で燃やしてしまうということではなくて、少しエネルギーを使っていきましょうという、ちょっと何かかっこいい言い方をすると、生態系の炭素プロセスに介入するというふうにオーストリアの人は言っていましたけども、そういうことをまず考えるということです。

2番目に考えないといけないのは、未利用系ということですね。つまり丸太を伐倒したときに出てくる枝だとか、葉っぱだとか、それから製材の破材、製材の破材はもちろん製紙用のチップとして利用されている場合がありますので、気をつけないといけませんけども、樹皮であるとか、パークであるとか、そういったものを2番目に考えるということになりますし、それよりもっともっとやりたいんだということであれば、もしかしたらあいている土地に例えば成長の早い柳だとか、海外ですとポプラなんか植えますけども、そういったものを考えるという、こんな順番になってくるということです。なので、こういうような順番を間違えると、まさに一番大事なA材、B材、C材といった流れを阻害してしまう可能性がありますので、この辺あたりは何度でも原則を確認する必要があるのかなというふうに思っております。

それで、原則の2番目としてお伝えしたいのは、今コジェネという言葉ができていますが、冒頭申し上げたように、バイオマスエネルギーの基本というのは熱利用ですので、電気ももちろん大事な我々の生活に欠かせないエネルギーではありますが、できれば熱を使っていくということも考えて

いただきたいということになります。これは、この図は何を示しているかという、赤のほうは熱で、青のほうは電気の需要をあらわしています。同じ熱で45、電気で35の需要が必要だとすると、コジェネ、つまり一つの発電所で電気も熱もとるという場合であれば、燃料は100で済みますと。ところが、別々のボイラーと発電所でやると、同じように燃料が144必要だということになるんですね。もちろん皆さん林業関係の方もいらっしゃると思うので、だったら144使ってもらったほうがいいかなというふうに思われた方も、もしかしたらいるかもしれませんが、ちょっと後ほどお話ししますが、実はやはり日本のこれだけの人口規模と経済規模からすると、燃やしていい木がたくさんあるわけではないんです。ですから、できればやはり効率的に使っていただきたいと思います。

皆さんの地域でも恐らく既に発電所は稼働を始めていたりだとか、計画が持ち上がっていたりすると思います。それはそれでももちろん結構なことなんですが、先ほどから何度も言っていますように、FITが終わる20年後なんかを考えると、こういう熱の利用というものも視野に入れて、発電所できたからといってそれで終わりではなくて、いろんな改造なんかもできますので、将来的には例えば石油の価格が上がって、そういったものを熱を分けてほしいというような需要さんなんか来るかもしれません。実際にヨーロッパなんかですと、こういう木材の発電所の周りにいろんな産業が集積して、熱を使ってさらに競争力を強化していくというような絵柄も見られますので、ぜひここは長期的に皆さんどこかご記憶されてトライをしていただければなというふうに思っております。

というようなちょっと枕をさせていただいた上で、今度は、じゃ熱、熱と言うけれども、具体的にはどういようなことをやっていけばいいのかということについての、きょうイメージをぜひ皆さんにちょっと持っていただきたいと思ひまして、この話をメインにしていきたいというふうに思っています。

まず、熱、熱という話をしますと、よくある話が、日本は寒いヨーロッパなんかと違って、熱需要なんてないんだという話をされます。もしかしたらその方非常に日本の中でも高知県のように暖かいところから来られていて、もしかしたらお風呂もシャワーも使わないという珍しい方なのかもしれませんが、それはもうはっきり言うてうそですね。家庭の中でももちろん使いますし、例えばホテルの中でも今は冷房が入っていますけども、暖房であるとか、それから皆さん泊まれたらお風呂に入るので、いろんな熱を使っています。あと大事なのは産業用の利用ということです。後でご説明しますが、いろんな産業の中で製品をつくる中でも熱というのは非常にいろんな形で使われていますので、かつこういったものを今は重油だとか、灯油だとか、それからガスを使っていますので、そういったものをいかに置きかえていくのか。当然地元には皆さんいわゆる燃料を扱っているガス屋さんだとか、灯油屋さんだとかいると思います。彼らも別に何かちょっと言い方難しいですけど、ガスそのものを売りたいわけではなくて、エネルギーを売りたいわけですから、そういった方々とけんかするのではなくて、こういったより地域に、後ほどご説明しますが、より地域での経済循環に結びつくような燃料に切りかえていっていただくということが大事ではないかなというふうに思います。

ちょっと幾つかイメージの写真をお見せしていきたいというふうに思います。まず、家庭部門なんですけど、これは皆さんちょっとどこかでごらんになったことがあるかもしれませんが、左がまきストーブで、真ん中はペレットストーブです。ちょっと絵柄はほとんど変わりませんが、右側に子供が何かいじっているのが見えますけど、これはまきボイラーです。当然暖房ということであればストーブで構わないんですけども、皆さんがお風呂を使うだとか、手洗いに使うようなお湯、給湯の部分というのがストーブでは賄えない場合がほとんどですので、この部分になるとやはりボイラーというものを用意する必要があって、今映っているのはまきボイラーで、子供がこういうふうに、小学生のお子さんだそうですけども、ちょっと学校帰りにまきをくべておくと、隣に大きなタンクが置いてあって、熱がためられて、それを使うことができるというようなことだというふうに思います。

今のところ、今国交省さんとか、経産省さんが住宅の省エネだとか、ZEHという言葉聞かれたことがあるかもしれませんが、そういった政策を進めているんですが、残念ながらまきストーブ、ペレットストーブはその枠組みに今まだ入れていません。なので、これが入れれば非常に省エネの切り札として普及が進む可能性があるのではないかなというふうに考えています。

次に、産業部門なんですけど、産業部門はいろんなケースがあって、高知県なんかですと例えばセメント工場さんで非常に大規模に使っているというケースもありますし、ここでお示ししているのは、これは三重県の松阪市にあります、ちょっとおしゃれな植物油をつくっている工場での写真をお示ししています。それ以外にも例えばいろんな食品加工、例えばいろんな加熱であるとか、それから殺菌であるとか、それから水産加工場ですと冷凍したものを1回解凍するであるとか、それからあとはいろんな洋菓子屋さんなんかですと生クリームを洗うとか、いろんな用途で熱を使っていますので、地元でそういったような熱を使っている施設をやはり丁寧に洗っていくと、いろんな需要先が見えてくるのではないかなというふうに思っております。

それで、今一番技術的にやりやすいのは、業務部門、もっと言ってしまえばホテル、それから温泉、それから病院とか、福祉施設とか、お湯をたくさん使う施設でバイオマスに切りかえてもらうというのがよろしいのではないかなと思います。これは、私もちょっとかかわったんですが、山梨県の北杜市にあるゴルフ場なんです。私ゴルフやらないんで、知らなかったんですけども、ゴルフをやられると皆さんお風呂に入って帰られるということで、熱の需要があります。かつ山梨県も松枯れの問題が起こっていて、周りの景観整備のために地元の林業会社さんに森林整備を委託していたんです。そこからすぐチップを持ってこれるじゃないかということで、今こういうような形で、黄色い小型のボイラーが5台入っています。この春に入りまして、これは非常にいろんな意味でモデルになるような事例になるのではないかなというふうに思っています。このあたりのことをきょうちょっと中心にご説明をさせていただきます。

今山梨県の事例で写っていた黄色のボイラーとほぼ同じボイラーがここに写っています。きょうちょっとぜひイメージを持っていただければなと思っているのは、バイオマスもボイラー、そういう意

味では発電用の大きなものから小さなものまで、いろんなラインナップがあります。きょうお集まりの自治体の方々の顔ぶれも見させていただきましたが、やはり地域でやっていくということを考えると、こういう小型の扱いやすいボイラーから始めるというのがお勧めであるというふうに考えています。ただ、小型といってもばかにできないところがありまして、ボイラーをあけると上にコンピューターが入っていて、左に写っているのは、これは別の会社の写真なんですけども、いわゆるタブレットだとか、スマートフォンで実はインターネットに接続をしているので、ボイラーの操作が外出先からもできるとか、何かトラブルがあればここにいろんな信号が飛んでくる。もっと言えば、これはオーストリアの会社のボイラーなんですけども、オーストリアの本社でも同じ状態をモニタリングしていますので、何かトラブルがあったときはオーストリア側から指示が出てくると、そういう今はやりのIoTみたいな世界が成立しています。

しかも、ちょっとだけ申し上げると、ここにちょっと写っているのがセンサーなんですね。ラムダセンサーというセンサーなんですけども、基本的には自動車の燃焼制御のシステムが転用されているので、極めてハイテクな構造になっているんです。これが海外ですと家庭用の家電製品のような形で出回っていますので、非常に価格も安いですし、取り付けというのも容易になっているというようなことになります。

あともう一つのポイントとしては、隣にタンクなんですけども、蓄熱槽とか、蓄熱タンクと言ったりしますが、これと組み合わせて使うというのが一つのポイントになります。これはどういうことかという、当然1日のうちに例えばお風呂に入る時間だとか、熱の需要がある時間というのはこういうふうに上下しますね。それをピークに合わせてボイラーを入れると非常に大きなものを入れなければいけないという話になります。そうではなくて、これは熱がたくさん必要なときに向けてお湯を沸かして、要するに隣にためておきましょうということをする装置なんです。この組み合わせで使っていくというのも1つポイントになりますので、ちょっとどこかで覚えておいていただければかなというふうに思います。

今小型、小型という話を申し上げましたが、どのくらい小型かという、ちょっとご関心がある方は、これまで地元でもよそでも構いませんけども、こういうチップのボイラーというのをごらんになった方がいらっしゃるかもしれません。もちろん出力の規模は違って、隣がたしか240キロワットで、こっちが50キロワットなんですけども、こちらは大体背の高さが2メートルから3メートルぐらいありますけども、こちらは私の背よりも低いぐらいの大きさになります。先ほどの山梨県の事例ですと、ですから、小さいものを5台連結することによって左と同じぐらいの出力を確保しているという、そんなことになります。どっちがいいのかということもちろん一長一短あるんですが、こちらのボイラーですと、何度も言っていますが、量産ボイラーですので、とにかく価格が安い。かつ小さいので、取り付けも簡単といいますか、これ1トン切るぐらいだそうですので、ハンドリフター、人力でも設置ができる。こちらは、もっともっと大きなオーダーメイド型のボイラーになりますので、価格も高

いですし、設置をするには例えばクレーンが必要だとか、そんなふうになってくるということなんです。こういったようなことがいろいろと見えてきたというのが現状になります。

あとご参考までに、こういったボイラーではオーストリアがヨーロッパの中でも進んでいるんですけども、オーストリアの累積の導入台数が今7万台だそうです。オーストリアって人口800万人ぐらいのところですね。日本ですと、ちなみに林野庁さんが統計を出されていて、木くずだきのボイラーって2,000台ですから、どれだけあちらですごい規模で入っているのかというのがおわかりになるかと思えますし、かつ一番このグラフでいうとほとんどを占めている薄い緑のところは100キロワット以下の小型のボイラーなんです。ですから、台数ベースでいうと圧倒的に小さなものがたくさん入っているということになりますので、このあたりが使い勝手がいいところになるんじゃないかなというお話でした。

でも、これをやっていくときにまたいろいろちょっと注意事項がありまして、まず地域差というものをやはり考えていく必要があるんです。先ほど日本に熱需要がないという話ほうそだというふうに申し上げましたが、確かに欧米に比べると実は平均値で見ると日本は、特にこの赤い暖房のところというのは熱需要は少ないです。ただ、これは日本で少ないという言い方をしてしまうと、やはり北は北海道から九州までの地域差を無視することになってしまって、当然北海道、東北なんかですと熱需要、特に暖房の需要が多くあります。逆にこの四国なんかは暖房需要そんなにありませんので、もしかしたら家庭用であればストーブプラス給湯のところは例えば太陽熱の温水でやるとか、いろんな柔軟な使い方を考えていただくのがよろしいのではないかというふうに思います。

ただ、他方北海道なんかでも暖房の需要が多いということを申し上げましたが、やはりその前に考えていけないといけないのは、断熱の強化の話です。もちろん北海道は本州に比べると住宅の性能が非常に高く、質のいい住宅が既に供給されていますが、でも例えば日本の窓ガラスもようやく性能が上がってきましたが、今最高位の四つ星のクラスが2.33ワットという基準だそうですけども、今ヨーロッパでの基準というのは大体この半分くらいまで来ていますので、まだまだ日本の断熱の基準というのは甘いということですので、こういったことをあわせてやっていく必要があるのではないかということが言えるかと思えます。

あとは、設備費の低減というのをやはり意識していく必要があります。これは2012年度に実施した調査ですので、少し古いデータになっています。ただ、このとき調べたときは、ドイツと大体同じぐらいの300キロワットと270キロワットで比較すると、ちょっと驚くことに、ドイツだと1,000万円弱で済んでいるものが日本ですと下手をすると1億円かかっているというような結果になっていて、これではやはりなかなか補助があっても進まないということになるので、きょうお話ししたような小型のチップボイラーを使っていくであるとか、あと後ほどちょっと写真をお見せしますが、余り立派な建屋をつくってしまうのではなくて、いろんな工事費の節約というのも考えていく必要があります。より少ないお金でなるべくたくさん台数をこなしていくということで、さらに価格を下げ

ていくというのが大事ではないかなというふうに考えています。

それで、ちなみになんですけども、燃料価格は実は木質、特にチップのほうが安いんです。青い折れ線グラフが灯油で、赤いオレンジ色のところが重油の価格をあらわしています。皆さんご記憶のように、リーマンショックの直前、2008年ぐらいに、ガソリン価格も含めて非常に化石燃料の価格が上がったときを覚えていらっしゃる方いらっしゃると思います。そのときに、実は結構バイオマスのボイラーもおかげさまで入ったんですが、その後がくんと落ちまして、リーマンショックがはじけて落ちて、その後じわじわと上がってきて、また去年、おとしぐらいから落ちて、またちょっと回復しているというような状況です。

ですが、ここにチップのトン1万2,000円という数字を比較しています。同じ単位合わせて比較していますが、チップのほうが安いんです。1万2,000円というと、多分発電所で買い取っている価格よりも高い価格設定だと思えますが、ちょっとつぶれてしまっていますが、キロワットアワー当たりでいうと4円ぐらいになります。灯油でいうと、今の価格でも8円ですので、皆さんの例えば地元で油代が1,000万かかっている例えば温泉があったとすると、うまくいけばというところなんですけど、でも可能性としては500万円にすることができる可能性があるんです。それは、当然温泉側にとってもメリットがありますし、500万円になりますが、その先にいろいろ林業だとか、チップを生産する人、運ぶ人という、いろんな産業のつながりが見えてくるということだと思えます。

あとは、きょうは森林環境税の話なので、さらにまた税制の優遇みたいな話をするとちょっと説得力がないんですが、そういう化石燃料に対して税金をかけるということも非常に重要なテーマで、これは環境省さんが昨年あたりからですか、カーボンプライシングという言葉遣いでいろんな検討を始めています。きょう冒頭にご挨拶の中でどなたかおっしゃっていましたが、確かに日本も炭素税あるんですが、実は非常に微々たる量でして、比率でして、ほかの国ほど上げるのかということもまた議論になるかと思いますが、こういったようなことが進んでいくと、また日本でもバイオエネルギーの利用というのが進んでいくのではないかということが言えるかなというふうに思います。

それから、先ほど設備が高いということを申し上げましたが、今きょうお見せしている写真の多くは比較的最近の事例でして、皆さん努力されていろいろコストも下がってきています。ラフな試算なんですけど、先ほどのドイツより高いねという話をしたときは、大体キロワット下手をすれば40万という数字が出ていたんですが、これがキロワット10万、もしくはちょっと現場の人と話をしていると、10万はやっぱりつらいんで、20万と言ってくださいとか言われるんですが、いずれにしてもこれまでの水準からすると半分とか、そのくらいに下がってくると投資回収が単純に6年とか、10年ぐらいになってきますので、いろんな補助なんかも組み合わせながら、条件がよければ民間の投資の対象にもなってくるのではないかなというふうに考えているところです。

あとはちょっときょう細かくは説明できませんけども、バイオマス燃料の話、きょう主にチップをメインにお話をさせていただきました。当然地域によってはペレット工場なんかもあって、こういっ

たものが安く手に入るのがあれば、もちろんこういったものを使っただけであればと思いますし、まきももちろん家庭の利用を中心に非常にいいものだというふうに私も思っていますので、このあたり適材適所でお考えいただければというふうに思います。

それで、済みません、ちょっと時間が押しておりますので、最後のお話を、幾つか事例を示していきたいと思います。ごめんなさい、ちょっと1枚スライドを、地域差の話は飛ばさせていただいて、じゃ先ほどから何度も言っていますが、ちょっと設備が高いというお話を申し上げました。その理由がなぜかということを考えてみたんですが、これまでは恐らく皆さんの市町村のような非常に森林とか、林業に関心があって、役場の職員が優秀であればあるほど、うちの町でも1個温泉にバイオマスボイラーを入れようかと、頑張っって予算をとって補助金をとってきます。いいんですが、それが1カ所入ってそれでおしまいというケースが結構多かったと思います。かつ、下手をすると、初めて皆さんやりますし、きょう申し上げたようないろんなノウハウもたまっていなかったの、ちょっと言い方難しいですけども、余り質の高い工事になっていなくて、不完全燃焼を起こしてとまってしまおうというようなケースも結構ありました。

そうではなくて、やはりこれからは、皆さんのそれぞれの地域で1カ所ということではなくて、何カ所もやるということによっていろんなメリットが見えてくるというイメージを持っていただければと思います。そのためには、やはり地域アライアンスという我々言葉を使っているんですけども、やっぱり目利きがいて、施設ごとにここはペレットがいいんじゃないのか、チップがいいんじゃないのか、このボイラーがいいんじゃないかというようなことを言える人がいて、それぞれの施設の単価を上げて、工事をする方も、もうけるのではなくて、薄く広くで構わないので、たくさん工事をするということによってメリットを感じていただくということが大事ではないかなと思います。

実際に私がかかわった山梨県の事例では、もともとバイオマスの研究会がありましたので、そこを母体に実際行政はもちろんですし、オーナーさんももちろんなんですけども、こういうエンジニア、いろんな技術的なことがわかる方にご協力をいただいて、最初から燃料供給者、山側の人も入れまして、かつ設備屋さんとか、電気設備の方とか、工事にかかわる人、建築士さんも入ってもらったんですけども、にも入っていただきました。結局きょうオーストリアのボイラーのご紹介をしていますが、ボイラーが輸入でも、初期投資の大体6割ぐらいが地元の工事になるんですね。ですから、やっぱりヨーロッパのボイラーのほうが性能が高いのは間違いないので、これはちょっと当面は私は輸入でやるしかないのかなと思ってまして、でもやっぱり工事の部分はしっかり地元で持ってもらって、ノウハウをためてもらって、次につなげていくというのが大事ではないかなというふうに考えているということになります。

実際に山梨の紹介をしましたけども、ほかにも福井県であるとか、徳島だとか、それからこれは長野県の会社なんですけども、あと私もかかわっているところでは北海道とか、岐阜県とか、実はきょう高知県でもちょっと似たような話を、この前に話をさせていただいたんですけども、こういうよう

なやり方というのが広がると非常にいいなというふうに思っています。

幾つかちょっと写真をお示ししますが、これは福井県の粟原温泉のある、あわら三国もりもりバイオマスと彼ら呼んでいますけども、事例ですね。正直言ってなかなか温泉旅館も厳しいことになっているので、ひとつ地域おこしの観点から3件のホテルがもう既にバイオマスのボイラーに切りかえて、こういうロゴマークもつくりながら、地域のブランディングとあわせてやっているような事例になると思います。

次にお見せしているのは、有名な事例ですけども、北海道の下川町さんの事例で、ここの事例で皆さんちょっとご注目いただきたいのは、先ほどの断熱の話からすると、しっかり木製のサッシも入って質の高い室内環境をつくっているということと、下川町さんに限らず、山形県の最上町さんなんかも最近そういうことをやられていますけども、例えば若者の定住のための支援として、町のほうで公営住宅を整備して、質の高い暮らしと、それからバイオマスエネルギーでの熱供給というのをあわせてやっているという、こんな事例も出てきています。

それから、チップの生産も発電所なんかができる就非常に大きなチップ工場ができたりして、なかなかああいう感じではできないなと思っていらっしゃるかもしれませんが、山梨県ですと例えばトラクターを林業作業に使っていて、高知県ですと香美の森林組合さんなんか同じようなことをされていますけども、トラックの後ろにアタッチメントと言いますが、小さいチップパーをつけて、先ほど申し上げました松枯れの材を主な原料にして、手づくりの箱車みたいなので運ぶという、こんなのからぜひ始めていただければ十分じゃないかなというふうに思いますし、ただやっていくと今度はやっぱりいろいろ付随するようなこともあって、大事なものは、チップというのは燃料ですので、乾かしてぬれてはいけないということで、太陽熱を使って乾燥させるであるとか、水分をきっちりはかる。それから、これゴアテックスみたいなシートなんですけど、雨は通さないけど、中の湿気は通すといったシートも発売されていたりします。

あとは、こういうパッケージ化もされていて、これは要するに建屋とか、そういった工事がやはり経費としてはかかるので、コンテナに最初から入れてしまおうという、これを例えば温泉の隣にぼんと置けばそれで工事完了というような方向に持っていくというような技術も開発されています。

これは、長野県のラブ・フォレストさんという会社の写真になります。

なので、きょうオーストリアの話もさせていただきまして、化石燃料、地球温暖化だとか、そういったような、もちろん環境面というのも非常に重要な話ですが、やはり地域の皆さんにとっては、雇用の面というのが非常に大きいと思いますので、そこをぜひ忘れないようにやっていただければというふうに思います。

それで、済みません、ちょっと時間押していますので、最後、ちょっと地域におけるバイオエネルギーの位置づけということを駆け足で説明して終わりたいと思います。まず、日本は森林圏だという

ような話がよくあって、ヨーロッパのところから見るとこのような位置になるんですが、やはり人口が多いので、実は人口1人当たりの面積というのは非常に少なくなっています。ですから、先ほどのバイオマスの冒頭に示したように、かなりエネルギー利用すると、確かにはげ山にもう一度後戻りという可能性がなくもないんですね。それで、農水省さんが試算されている木材以外のいろんなバイオマス全部エネルギー利用した場合に、どのくらいのエネルギー供給が可能かという表ですけども、電力が130億キロワットというふうにあります。日本の年間の電力使用量は9,000億キロワットぐらいありますので、2%に満たないぐらいの数字になるんです。ですから、日本のマクロな目で見ると、やっぱりバイオマスってそんなにたくさんはないんです。

という話をした上で、でも、やっぱり地域によってはバイオマスって大事なんですよね。例えばこれは、先ほどのヨーロッパの国の比較と、さらに都道府県で人口1人当たりの面積を見ると、きょう恐らくここに来られているところの方が多いいと思います。北海道、岩手、秋田、高知、島根、山形、宮崎、福島といったところがやはり総体的に森林の重要度が高いところになってくるわけです。こういう議論というのは、なかなか東京でも理解されないところがあるんですが、皆さんにとってはリアリティーのある話だと思えます。あとさらに言えば、高知県の市町村別に1人当たりの森林面積をとっているんですけども、こんなに差があるんですね。ですから、恐らく皆さんのお住まいの都道府県の中でも、県庁所在地のあるところと、いわゆる中山間地域では、森林の持っている総体的な意味というのは全然違うわけです。これ計算してみればわかるんですけども、実は1人当たりの森林面積が、利用率にもよるんですが、1ヘクタールとか、2ヘクタールあると、きょうお話ししたような皆さんの家庭で使う暖房だとか、それから給湯のエネルギー量というのは実は自給することができます。ですから、高知県でいうと、ここからこのあたりの市町村というのは自分たちで自給しつつ、もしかしたら余ったものをさらに外に売っていくということを考えられるということになるというふうに思います。

ですから、これで最後のスライドになりますが、きょう全国からお集まりいただいて全国レベルの話を終始議論されてきたかと思いますが、最終的にはやはり皆さんの市町村にどのくらいの森林があって、どのくらいの方々がどういうエネルギーを使っているのかというところをもう一度精査していただくと、より具体的な将来像が見えるのではないかなというふうに思います。

済みません、最後駆け足になりましたけども、これで私の話を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○司会（西内 望） 相川様、貴重なご講演をいただきまして、大変ありがとうございました。相川様の今後のご健勝とますますのご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、いま一度皆様の盛大な拍手をお願いしたいと思います。



## 次期開催地からのあいさつ

埼玉県秩父市議会

議長 松澤 一雄

○司会（西内 望） それでは次に、さきの役員会で決定いたしました次期開催地からのご挨拶をいただきたいと思います。

埼玉県秩父市議会、本連盟副会長の松澤一雄様、お願いいたします。

○埼玉県秩父市議会議長（松澤一雄） ただいまご紹介いただきました埼玉県秩父市議会の松澤一雄でございます。

来年度私ども秩父市での第25回の総会のご指名をいただきまして、大変光栄に存じている次第でございます。心から私ども歓迎をいたしたいというふうに思っております。秩父市では、平成20年にも第15回の総会を務めさせていただきました。その節は、全国から大勢の皆さんにおいでいただきまして、大変ありがとうございました。

ここで改めて秩父市の紹介をさせていただきますが、秩父市は埼玉県の西部にあります。北は群馬県、西は長野県、南は山梨県及び東京都に接し、首都圏から60キロから80キロ圏内に位置しております。都内の池袋駅からは80分で電車で来ることができます。現在の新秩父市でございますけど、平成17年の4月に秩父市、吉田町、大滝村、荒川村の4市町村が合併しまして新しい秩父市が誕生しております。合併後の面積が577.83平方キロ、埼玉県の面積の約15%を占めております。大変広大な地域ですが、その約87%が森林でございます。秩父地域の象徴である武甲山を初め、2,000メートル級の甲武信ヶ岳、雲取山といった急峻な秩父山地に囲まれた盆地であります。また、この地域はほとんど秩父多摩甲斐国立公園や武甲・西部秩父などの県立自然公園の区域に指定されておまして、大変豊富な自然環境に恵まれているところであります。また、甲武信ヶ岳に源を発する荒川の清流が市の中央を流れておまして、その流域には浦山ダムを初めとした4つのダム湖が形成されております。

また、こういった自然のほかに秩父市は、昨年12月にユネスコの無形文化遺産に全国の33団体の祭りとともに登録されました秩父夜祭を初め、農民ロケットとして知られるいわゆる龍勢祭り、それからきょう7月20日は秩父市は夏祭りで、荒川の清流でみこしを洗って疫病を治すという古い歴史を持つお祭りが実はきょう開催されているんですけど、来年皆さん方が来ていただくその時期じゃないかというふうに思っているところであります。また、パワースポットとして名高い三峯神社、今、木札がとるのが大変難しい状態になってはいますが、そのほか秩父神社、秩父札所三十四カ所などの多数

の有形無形の文化財が継承されております。

山林、森林に囲まれた秩父市といたしましては、話は変わりますが、現在森林環境税が自由民主党及び公明党の平成29年度税制改正大綱において、森林吸収源対策として創設に向けて、30年度の税制改正に結論を得るとされておりまして、これまでの皆様の精力的な活動が実を結びつつあります。まさに来年30年度は大変重要な年になると思ひまして、私どもとして大きな期待と関心を寄せているところであります。したがいまして、ぜひ来年大勢の皆様が秩父市においでいただきまして、活発な論議を展開していただきたいというふうに思っているところでございます。

私たちは、皆様方に来年ご満足をいただけるよう、一生懸命頑張っておもてなしをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。皆さん方の来年お越しを心からお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○司会（西内 望） ありがとうございます。

来年度の総会は埼玉県秩父市でございます。会員の皆様、今からご予約をよろしくお願いをいたします。秩父市さんには、準備など大変お世話になりますが、よろしくお願いをいたします。



## 閉会のあいさつ

全国森林環境税創設促進議員連盟

副会長 鳴崎 健二

(大分県日田市議会議員)

○司会（西内 望） それでは、最後になりますが、閉会の挨拶を本連盟の鳴崎副会長から申し上げます。

○全国森林環境税創設促進議員連盟副会長（鳴崎健二） 本議員連盟の副会長の大分県日田市議会の鳴崎でございます。

本日は、ご参会の皆様方のご協力のもとに、提案をされました5つの議案全てご承認いただきました。これから年末に予定されております税制調査会、平成30年度税制改正におきまして、私たちが納得できるような形、姿で、悲願であります森林環境税の導入、創設が図られますよう、皆様方にはより一層のご支援、ご協力、そして運動の展開をお願い申し上げまして、本日の第24回定期総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

○司会（西内 望） ありがとうございました。

以上で総決起大会の日程を終了いたします。長時間にわたる皆様方のご協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。